

件名 「RPS 法の細則に関する意見」

1、武藤 拓馬

3、学生

4、意見の概要

新エネルギー市場が大きくなるような方向に持っていけるような細則にして欲しい。義務量の算定方法で義務量が低くなるような式は使わないで欲しい。

5、意見（本文）

対象エネルギーについて

- ・廃棄物発電は対象にしないという事を書いてほしい。

義務量について

・義務量の経過措置は不要であると考えます。新エネルギー導入実績が低い電気事業者はこれまで積極的に新エネルギーを導入してこなかったことがいけないのであり、義務量の経過措置なるもので義務量を低くしてあげる必要はないと考えます。

設備認定について

・申請方法のところに書かれている、「住宅用太陽光など小規模発電設備（中略）を広く認める」というのは、いいことだと思います。もっと言えば、住宅用太陽光発電設置者に対して、電気事業者が発電コストに見合う金額で買電した場合も認めるなど包括的な代行でないようなものでも設備認定としてもよいのではないかと考えます。

・「包括的な代行」について、もっと詳細に記して欲しい。また、前述のような包括的な代行でないようなものも 認定できるよう、その旨記して欲しい。

勧告・命令の発動基準について

・バンキング・ボロウイング、上限価格にどのような仕組みで行うのか書かれている箇所がないようですが、現在なにも決まっていない事を細則に入れるのはいかがなものでしょうか。細則を決める前に早急にバンキング・ボロウイング、上限価格について議論すべきだと思います。